

海南省総合計画策定本部設置要綱

平成17年 7 月27日

訓令第92号

(設置)

第1条 本市に海南省総合計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、市長の命を受け、海南省総合計画（以下「計画」という。）を策定する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。

(委員会)

第6条 本部に、第2条に規定する所掌事務を円滑に推進するため、海南省総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、別表第2に掲げる職にある者を委員として構成する。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を担当する。
 - (1) 計画原案の策定に関すること。
 - (2) 計画に関する調査及び研究に関すること。
 - (3) 計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し特に必要な事項に関すること。

(委員会の運営)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会における審議の経過、結果等について本部の会議で報告する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第9条 本部及び委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第11号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第44号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月23日訓令第9号)

この訓令は、平成21年5月23日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第24号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第12号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

病院事業管理者、教育長、消防長、くらし部長、まちづくり部長、会計管理者、水道部長、議会事務局長、教育次長
--

別表第2 (第6条関係)

総務課長、管財情報課長、市民交流課長、危機管理課長、社会福祉課長、高齢介護課長、保険年金課長、子育て推進課長、健康課長、環境課長、産業振興課長、都市整備課長、建設課長、管理課長、下津行政局長、業務課長、医療センター事務長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、消防本部総務課長
--